



はこだてを支える、
はたらく仲間たち。



函館市
外国人材雇用
ガイドブック
2025年度

外国人材の雇用を検討されている
企業のみなさまへ

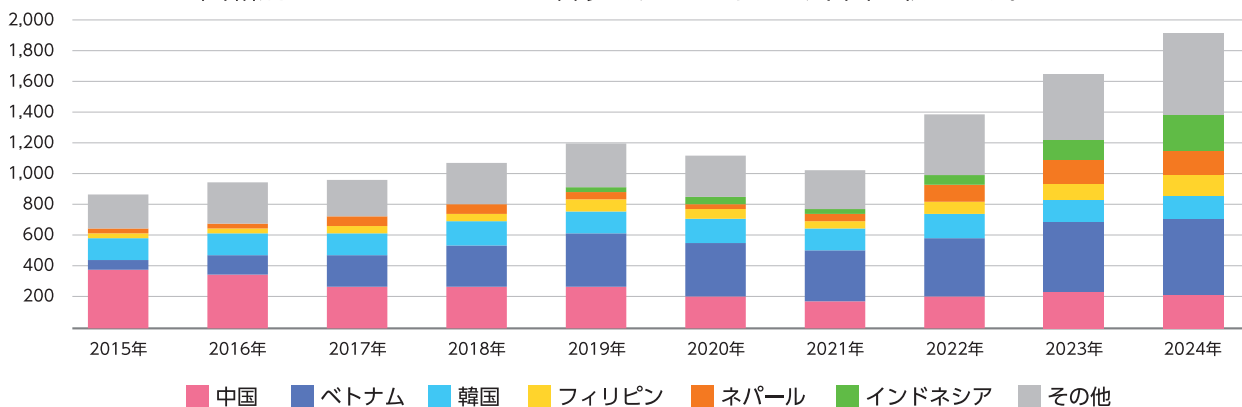
函館ではさまざまな業種で 外国人材が活躍しています。



近年は全国的に国際化を背景として、外国人労働者数が増加しています。函館市は北海道の中でも札幌市、倶知安町、旭川市に次いで4番目に在留外国人数の多い都市で、さまざまな外国人の方々が暮らしています。それでは、函館市に在留する外国人の推移を国籍別に見てみましょう。

函館市 外国人在留者数の推移

函館市に在留する外国人数は2024年に過去最高となり、国籍別にみるとベトナムが一番多く、インドネシア、中国が続きます。



※出典：法務省「市町村別 国籍・地域別 在留外国人」

在留資格別にみる業務内容

技術・人文知識・国際業務(技人国) P.6

専門的知識や技術力を持つ高度な能力を必要とする業務に従事する

- (例)・管理業務、通訳、翻訳(介護)
- ・フロント、広報、マーケティング(ホテル、旅館)
- ・CADオペレーター、施工管理、設計(建設業)

特定活動46号 P.6

単純労働から高度な仕事まで幅広い業務に従事する

- (例)・管理業務、介護業務(介護)
- ・フロント、広報、マーケティング、ベルスタッフ(ホテル、旅館)
- ・施工管理、設計(建設業)
- ・技能実習生や特定技能への指導

技能実習 P.7~8

技能実習作業(90職種166作業)に従事する

- (例)・介護業務、清掃(介護)
- ・フロント、接客、客室清掃・衛生管理(ホテル、旅館)
- ・現場作業(建設業、製造業)

特定技能 P.9~10

単純労働を含む業務に従事可能

- (例)・介護業務(介護)
- ・接客、清掃(ホテル、旅館)
- ・現場作業(建設業、製造業)

※上記は一例です。

外国人材採用で 大事な3つのポイント

函館市で外国人を受入れる事業者は、
今後ますます増えていくことが予想されます。
そこで、いざ「外国人を雇用したい!」と思ったときに
押さえておきたい3つのポイントをご紹介します。
外国人の雇用は難しく思われがちですが、
基本を知っておくとスムーズに進められます。

在留資格って
よく聞けど何?

外国人はすぐに
辞めるってホント?

具体的にどう
見つければいいのか?



在留資格の基本を理解する

外国人雇用と日本人雇用における一番の違いは、在留資格の有無です。事業者は在留資格の基本をしっかりと理解し、その資格で認められている仕事の範囲を把握しましょう。



具体的な採用方法を把握する

外国人材と出会うための方法や、受入れるまでの期間やコストなど、採用方法は在留資格によってさまざまです。それぞれの違いや特徴を理解して採用活動を進めましょう。



社内環境を整えて迎え入れる

言語や文化、習慣の違いから、外国人材が日本人と異なる考え方や常識を持っていることは当たり前。お互いの文化を理解しあい、一人ひとりが活躍できる環境を作りましょう。



在留資格の基本を理解する

日本で“働く”ことを目的に滞在する外国人は、
雇用前に「就労が認められている在留資格」を取得します。
事業者は業務内容に合った在留資格を把握しましょう。

在留資格とは

外国人が日本に滞在するために必要な資格のこと。外国人は「日本に“何の目的”で滞在するのか」を申請し、日本から滞在の許可をもらわなくてはなりません。就労が認められている在留資格の中でも、それぞれ従事してよい業務が決まっています。

日本で働くことができる在留資格

外交／公用／教授／芸術／宗教／報道／高度専門職／経営・管理／
法律・会計業務／医療／研究／教育／技術・人文知識・国際業務／
企業内転勤／介護／興行／技能／技能実習／特定技能／特定活動※1

※1 就労の可否は指定される活動による

資格外活動許可※2を受けた場合に就労が認められる在留資格

文化活動／短期滞在／留学・研修／家族滞在

※2 現に有している在留資格に属さない、収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動を行おうとする場合に必要な許可

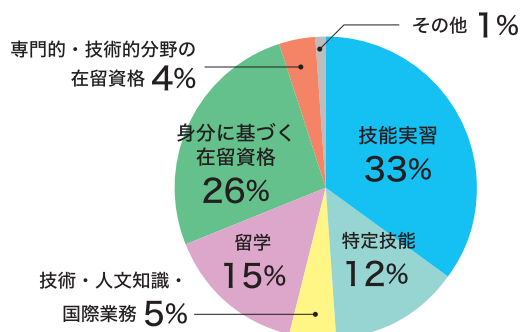
函館市では、このような在留資格を持った
外国人が活躍しています。

技人国、特定活動46号についてはP.6をチェック！

技能実習についてはP.7～8をチェック！

特定技能についてはP.9～10をチェック！

函館市 在留資格の割合



法務省「市町村別 在留資格別 在留外国人」(2024年12月末時点)



具体的な採用方法を把握する

外国人材の採用方法は在留資格によってさまざまです。
主に函館市で活躍する在留資格について、
その採用方法や特徴、参考にすべき情報を見てみましょう。

1. 自社で募集して採用（主に「技人国」、「特定活動46号」、アルバイト）

自社で募集して採用する場合は、このような方法があります。

① 自社のホームページや
求人サイトに求人を掲載する



② 人材会社から
紹介してもらう



③ 外国人材採用イベントに参加する
(例) 外国人留学生向け合同企業説明会など



④ 教育機関に周知する



2. 監理団体経由で採用（「技能実習」）

技能実習生を受入れる場合は、監理団体を経由して
人材を募集する方法がほとんどです。

○監理団体一覧 外国人技能実習機構



3. 登録支援機関経由で採用（「特定技能」）

特定技能の外国人材を採用する場合は、「1. 自社で募集して採用」の他に
有料職業紹介事業許可を取得している登録支援機関に
紹介してもらう方法もあります。

○登録支援機関一覧 法務省 出入国在留管理庁



ここがポイント!



- 監理団体や斡旋機関等を選定する際は、一つの業者だけではなく、複数の業者から説明を聞きましょう。
- 外国人材を受入れた後も、定期的に他の業者（監理団体、登録支援機関等）の話を聞くことをおすすめします。
- 外国人材の採用に関連する法律（入管法等）は頻繁に情報が更新されます。常に新しい情報を得ることを心掛けましょう。



社内環境を整えて迎え入れる

外国人材の採用を検討する際、職場環境の整備に取り組むことも重要です。

受入れた後のことを事前に考え、

準備をすることが外国人材の定着と活躍に繋がります。

採用前

- 採用目的をハッキリと | 期待する役割、技術や日本語能力などが曖昧だと、外国人材が自分の役割を理解できず、早期の離職に繋がります。
- 外国人特有の採用ポイントの把握 | 求める職種・採用目的によって、必要とする在留資格が異なります。制度や注意点など基礎知識を把握しましょう。
- 採用方針を社内で共有 | 受入れ後に社内全体に不満や不安、悩み等が生じないように、外国人材の採用方針を社員全員で共有しましょう。

採用活動

- スキル重視の採用選考 | 適した候補者を見逃さないためにも、日本語能力だけでなく、専門性やスキル、経験も評価基準としましょう。
- 生活基盤の確立を支援 | 住宅や携帯電話の契約、銀行口座の開設など、生活基盤の確立を支援してあげましょう。
- 日本人社員の理解を深める | 日本人社員に対してガイダンス等を行い、社内で外国人材とのコミュニケーションについて学ぶ機会を作りましょう。

入社後

- 母国文化・宗教などに配慮 | 文化の違いや宗教上の制限によっては、個別の配慮が必要です。周囲の理解を得られる仕組みを作りましょう。
- 丁寧な説明を心掛ける | 評価や処遇について説明不足だと、納得が得られず不満が生じる原因に。丁寧なフィードバックを心掛けましょう。
- コミュニケーションを図る | 不安感や疎外感、孤立感を感じる環境にしないために、日々の声掛けや、社内外での交流を大切にしましょう。

知っておきたい在留資格 「技術・人文知識・国際業務」 「特定活動46号」

主に大学等を卒業した外国人が取得する在留資格。
大学で学んだ専門性や外国人特有の知識を活かした業務が求められます。

技術・人文知識・国際業務(技人国)

大学を卒業した留学生の82.3%^{*}が技人国の在留資格で就職。一般的に大学において習得する知識を必要とする業務に従事します。 ※出入国在留管理庁「令和4年における留学生の日本企業等への就職状況について」

取得要件 大学院/大学/短期大学/専門学校を卒業していることまたは当該実務経験^{*}を有する者
※技術・人文知識は実務経験10年以上、国際業務は実務経験3年以上

業務例 理学・工学などの理系の学生—————エンジニア、プログラマー、建築の技術者 等
経済学・法学などの文系の学生—————営業、企画、経理、法務 等
外国文化や言語に基づく業務—————通訳、翻訳、ホテルのフロント(外国人の接客対応等) 等

特定活動46号

日本の大学において習得する知識や、留学生としての経験を経て得た高い日本語能力を活用。
上記「技術・人文知識・国際業務(技人国)」よりも幅広い業務が認められます。

取得要件 日本の大学、大学院で「日本語」を専攻し卒業・修了

日本の大学、大学院を卒業・修了

+

日本語能力試験N1またはBJTビジネス
日本語能力テスト480点以上

日本の大学、大学院を卒業・修了

+

外国の大学、大学院で「日本語」を専攻し
卒業・修了

業務例

飲食店の場合



店舗管理業務や通訳を兼ねた接客業務
を行うもの(日本人への接客も可能)
※厨房での血洗いや清掃のみに従事することは
認められません

工場の場合



工場のラインにて、日本人従業員から受けた作業
指示を他の外国人従業員に対し外国語で伝達・
指導しつつ、自らもラインに入って業務を行うもの
※ラインで指示された作業のみに従事することは
認められません

小売店の場合



仕入れ、商品企画や通訳を兼ねた接客
販売業務を行うもの(日本人への接客
販売業務も可能)
※商品の陳列や店舗の清掃のみに従事すること
は認められません

ちなみに…

在留資格「留学」でのアルバイトについて

アルバイト先が風俗営業または風俗関係営業が含まれている営業所に係る場所でないことを条件に
日本の教育機関に在籍する外国人留学生がアルバイト(資格外活動許可)として採用することが可能です。
活動制限: 1週間あたり28時間以内 ※夏休みなど学則による長期休業期間は1日あたり8時間に拡大

ここがポイント!



学生がアルバイトを掛け持ちしている場合、勤務時間の合計が
28時間以内であること。違反すると雇用主にも罰則があります。

知っておきたい在留資格 「技能実習」

技能実習制度は、人材育成を通して開発途上国の経済発展を目的とした制度。
実習生は日本で技能や技術を習得し、帰国後に自国のためにその経験を生かします。

日本で働くことができる分野

水産加工、漁業、建設、農業、
介護、宿泊、他(計91職種168作業)

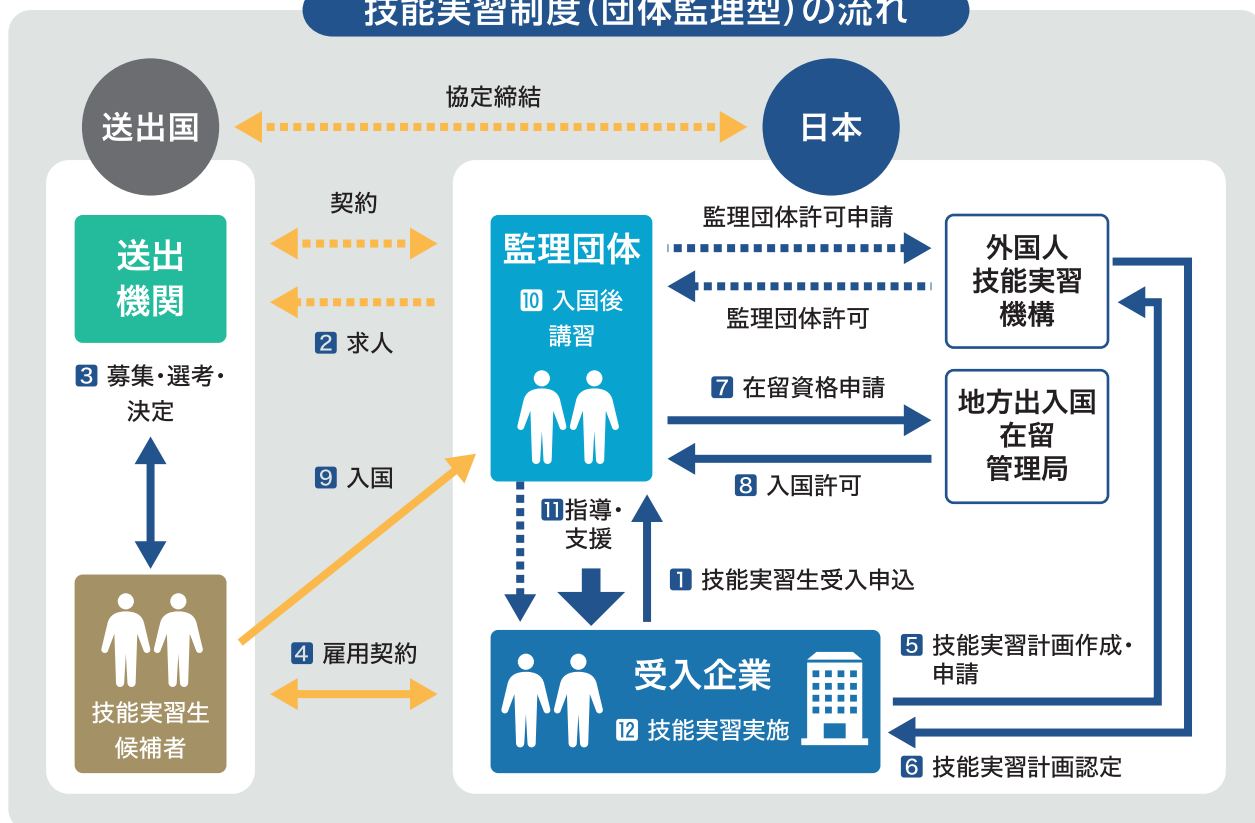
○技能実習作業一覧 (令和5年7月24日時点)
厚生労働省



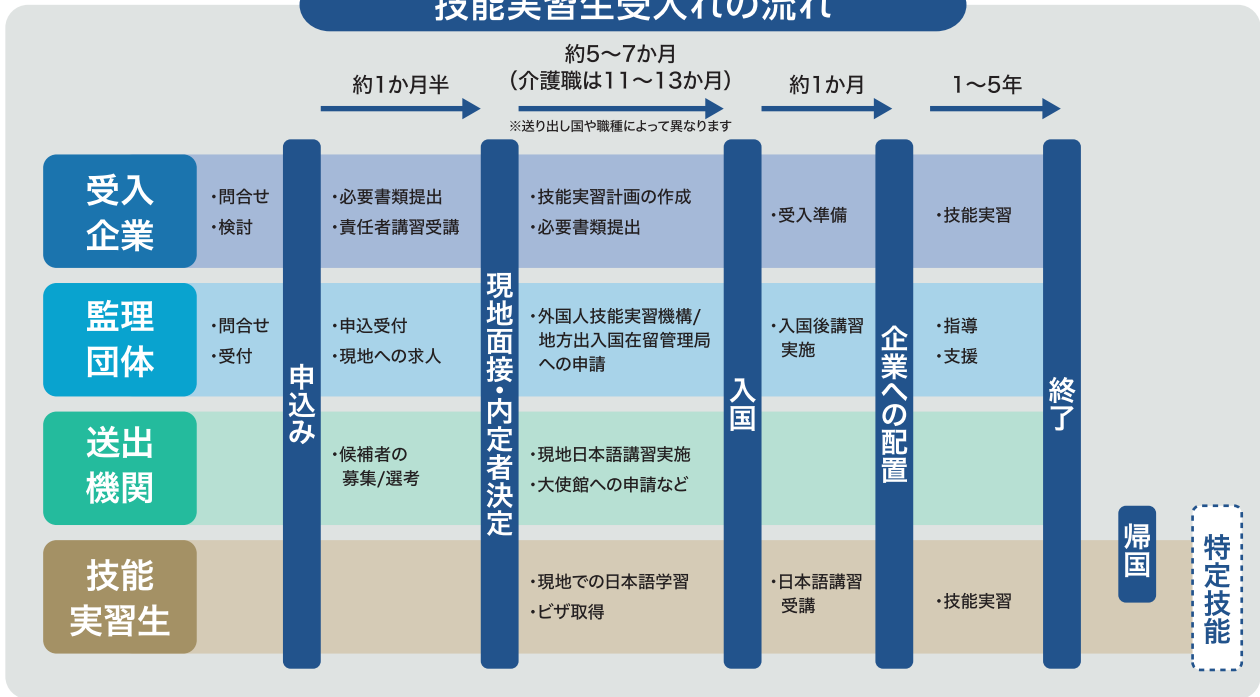
技能実習の特徴

	技能実習
雇用期間の条件	技能実習1号:1年以内、技能実習2号:2年以内 技能実習3号:2年以内(合計で最長5年)
受入人数の制限	あり
転職の可否	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能
家族帯同	技能実習1・2・3号いずれも不可

技能実習制度(団体監理型)の流れ



技能実習生受入れの流れ



求められること 受入企業に

- 賃金や労働時間について日本人と同等以上の待遇を確保し、社会保険等についても適切な手続きを行う必要があります。
- 企業または監理団体は、実習生の居住施設の確保を支援する必要があります。家賃は実習生の支払いとすることも可能です。
- 実習生ごとに実習計画を作成し、外国人技能実習機構の認定を受ける必要があります。また、技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員を選任する必要があります。

監理団体はこんな役割を担っています

- 定期監査(3か月に1回以上。実習生の1/4以上と面談すること等)
- 訪問指導(1か月に少なくとも1回以上)
- 実習生のための相談体制の整備(実習生の母国語で応じられる体制を確保)
- 臨時監査 ●その他

ここがポイント!

監理団体は右記をポイントに選びましょう。

- 監理団体の役割を適切に行っているか。
- 受入予定職種、作業、国の実績が豊富か。
- 技能実習制度や関連法令に精通しているか。

技能実習制度が解消され、新たに育成就労制度が創設されます

出入国管理及び難民認定法の改正により、技能実習制度が解消され、新たに育成就労制度が創設されます。現在、育成就労制度の詳細(受入分野、受入条件、本人の日本語能力、転職条件等)や、技能実習に関する経過措置に関して、検討が行われています。現時点では2027年に法改正が施行される予定です。

VOICE

名美興業株式会社(ビルメンテナンス業/函館)

外国人雇用数:65名

受入れたことのある在留資格
技能実習/特定技能



当社は約8年前から労働力確保と技術交流を目的に外国人材の雇用を開始し、現在はベトナムを中心にインドネシアやミャンマー出身者を含む65名が活躍しています。技能実習生と特定技能人材の両方を受け入れており、現地法人とも連携し、日本で培った清掃技術を現地に伝え、技術向上に努めています。生活面では週1回の日本語勉強会や技術指導、地域イベントや日本文化体験の機会も提供し、安心して働ける環境を整えています。外国人材の受け入れにより職場に活気が生まれ、互いを尊重する風土が育まれ、会社全体がより温かく柔軟な組織へと変化しています。

(人事総務課 相福 舞)

知っておきたい在留資格 「特定技能」

深刻な人手不足を解消するための在留資格の一つで、特定技能1号・2号共に受入分野が拡大しており、特定技能外国人の人数も増加しています。

日本で働くことができる分野

特定技能1号とは

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野

介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、**農業**、漁業、**飲食料品製造業**、**外食業**、**林業**、**木材産業**

(赤字は特定技能2号でも受入れ可)

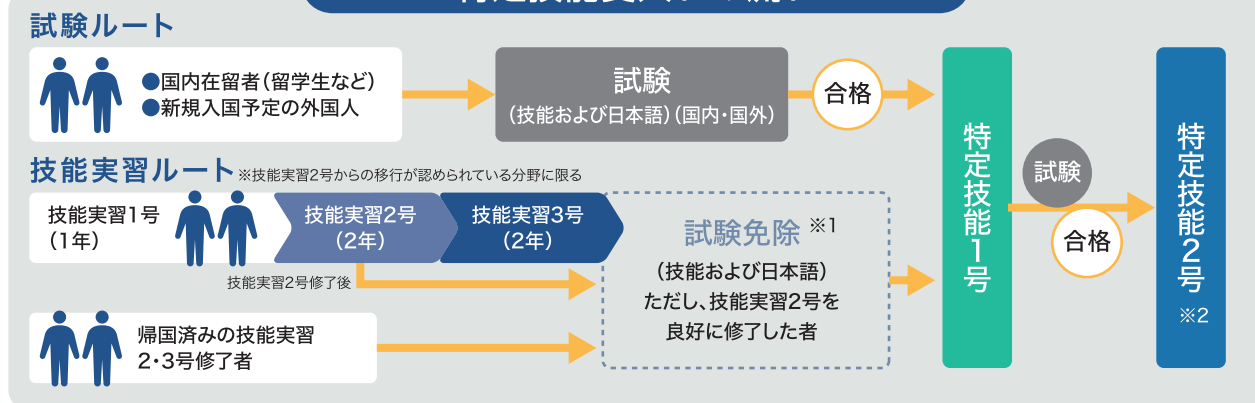
(青字は特定技能2号でも受入れ可とする方針であり、省令等を改正する予定)

特定技能2号とは

特定産業分野に属する熟練した技能を有する業務に従事する外国人向けの在留資格

	特定技能(1号)	特定技能(2号)
雇用期間の条件	通算で上限5年	上限なし
受入人数の制限	なし(建設、介護は除く)	
転職の可否	同一の業務区分内または試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能	
家族帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能(配偶者、子)
企業や登録支援機関による支援 (内容についてはP.10を参照)	対象内	対象外

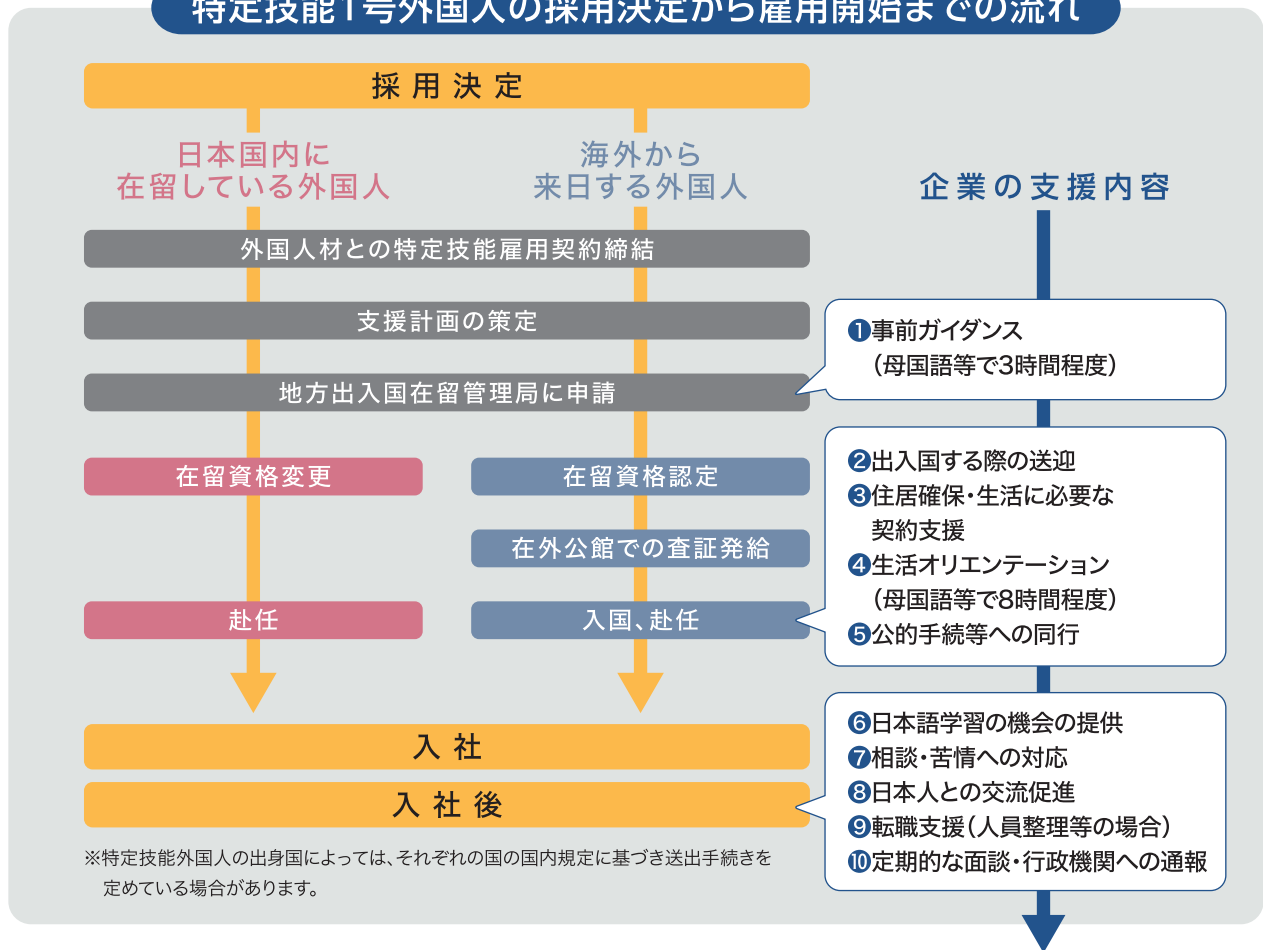
特定技能受入の流れ



※1 技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野(業務区分)との関係について関連性が認められる場合のみ、技能試験が免除されます。

※2 試験と実務経験を満たした人は1号を経ずとも2号の取得が可能です。

特定技能1号外国人の採用決定から雇用開始までの流れ



これらの支援を登録支援機関に委託することが可能です

登録支援機関とは

受入機関(企業)との支援委託契約により、特定技能外国人支援計画に基づく支援の全部または一部の実施を行う機関のこと。企業にとって負担になる支援内容を委託できるため、登録支援機関を利用する業者が多い。登録支援機関は出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要があり、同長官に対し、定期または随時の各種届出を行う必要がある。

育成就労制度の創設に伴い、特定技能制度への移行にも条件が付きます

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書(令和5年度11月30日)によると、育成就労制度から特定技能1号への移行は、試験の合格と日本語能力試験(N4相当以上)の合格を条件に可能と適正化されています。なお、「試験不合格となった者には、再受験のための最長1年の在留継続を認める」とされています。

VOICE

社会福祉法人 戸井福社会(介護事業所/函館)

外国人雇用数:4名

受入れたことのある在留資格
特定技能



2018年に初めて外国人介護士を採用しました。現在は特定技能2名、留学生2名の4名が働いています。当法人の施設は函館郊外の人口減少区域にあります。交通の便が悪く、日本人にとっても不便な場所ですので、外国人材がここで少しでも快適に暮らせるよう、Wi-Fiやエアコンを完備したアパートを建てました。また、受け入れる私達も彼らを理解するため、その国の文化や人柄についての勉強会を行いました。現在は、外国人材の孤立化の予防と日本語力向上のため、仕事以外でも職員が積極的にコミュニケーションをとってくれています。今年は介護福祉士受験のための『実務者研修』を法人内で行いました。外国人材を受け入れるためには、環境を整備したり、定着のための工夫も必要ですが、それらの経験を糧に外国人と日本人がともに働き暮らせる場所を目指し今後も努力していこうと思います。

(理事長 柏原 美之)

外国人材の雇用について、 詳しくご案内します。

函館市委託事業「外国人材採用相談事業」

- 外国人材採用相談窓口(対象:函館市内に事業所を有する事業者)
外国人材採用の制度から入社後の定着まで何でもご相談ください!(相談無料)
TEL 011-251-5803
9:00~12:00/13:00~17:00(受付期間:2025年4月1日~2026年3月31日)
※土日祝日、年末年始(2025年12月30日~2026年1月4日)を除く
E-mail:do-support@career-bank.co.jp
運営 キャリアバンク株式会社



在留資格の取得や変更等に関すること

- 札幌出入国在留管理局
札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎/TEL 011-261-7502
- 札幌出入国在留管理局 函館出張所
函館市海岸町24-4 函館港湾合同庁舎/TEL 0138-41-6922



外国人の生活全般に関すること

- 北海道外国人相談センター(公益財団法人北海道国際交流・協力総合センター(HIECC))
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館12階
TEL 011-200-9595/E-mail:support@hiecc.or.jp
(日本語、ベトナム語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、タイ語、ロシア語、ネパール語、インドネシア語、ミャンマー語など11言語以上で対応)
- 函館市外国人生活相談窓口
函館市元町14-1 北海道国際交流センター/TEL 0138-86-6065
9:00~17:30 ※土日祝日、年末年始(2025年12月30日~2026年1月4日)を除く
E-mail:hakodatelife@hif.or.jp
函館市東雲町4-13 函館市企画部国際・地域交流課/TEL 0138-21-3619
8:45~17:30 ※土日祝日、年末年始(2025年12月30日~2026年1月4日)を除く
E-mail:hkd-intl@city.hakodate.hokkaido.jp



- 外国人生活支援ポータルサイト(出入国在留管理庁)



函館市 経済部 雇用労政課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号
TEL 0138-21-3308

